

令和6・7年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【定時受付（共同受付対応）】

徳島市が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務等（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、この要領は徳島県内に本社、または本店を有する者が対象です。
(県外の業者は、別に要領を定めています。)

1 共同受付の実施

徳島市では、建設工事等における競争入札参加資格審査申請について、平成27・28年度の申請から徳島県との共同受付を実施しています。

共同受付における申請書類の提出先や主な流れについては、次のとおりとなりますので、この要領を確認のうえ、誤りが無いように申請書類を提出してください。

(1) 申請書類の提出先

◆ 共通審査書類

概要 申請書類のうち、徳島県と共通化・単一化した書類
(登記事項証明書、財務諸表類等)

提出先 徳島県県土整備部 建設管理課 審査担当

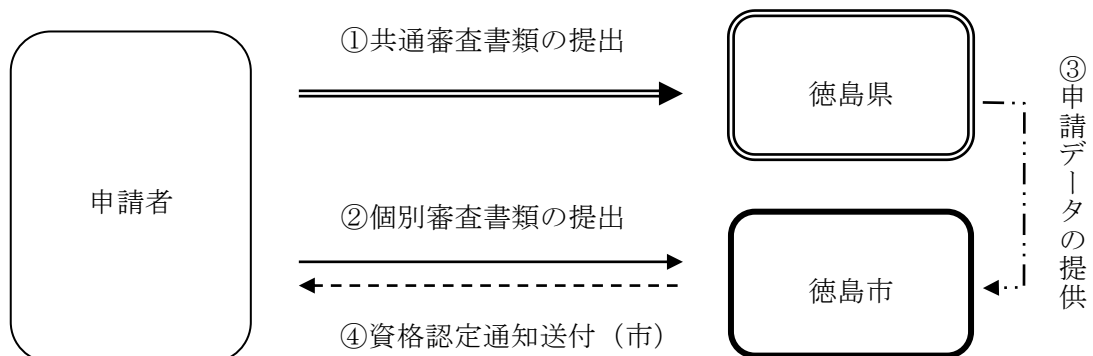
◆ 個別審査書類

概要 共通審査書類以外に、徳島市が資格審査において必要な書類
(技術職員数調 [地質調査業務希望業者のみ] 等)

提出先 徳島市総務部契約監理課 (徳島市役所6階)

※ 徳島市にのみ入札の参加を希望し、徳島県には入札の参加を希望しない場合でも、徳島県に共通審査書類を提出してください。

(2) 共同受付の流れ



2 申請書受付期間及び資格有効期間

申請書受付期間	令和 6年 1月 9日 ~ 令和 6年 1月24日
資格有効期間	令和 6年 6月 1日 ~ 令和 8年 5月31日 【2年間】

- ※ 徳島県・徳島市ともに上記の受付期間となります。
ただし、資格有効期間については、徳島県と異なります。
※ 期間中の土曜日・日曜日・祝日は除きます。

3 徳島県提出書類（共通審査書類）の提出要領

以下は、徳島県に提出する「共通審査書類」についての受付期間や申請方法等の主な概要について記載しています。詳しくは(4)に記載している徳島県の担当窓口へお問い合わせください。

(1) 提出先 徳島県建設管理課審査担当

(2) 提出方法 電子申請（添付書類は郵送による提出も可）

(3) 申請書類の作成方法その他の事項

共通審査書類の作成方法その他の詳細については、徳島県電子入札ホームページの入札参加資格審査のページを参照していただくか、徳島県の担当窓口へお問い合わせください。

なお、徳島市への入札参加を希望する場合は、徳島県に提出する競争入札参加資格申請書の「入札参加希望市町村」の徳島市の欄に必ずチェックを入れてください。

- ◆ 徳島県電子入札ホームページ（入札参加資格審査申請様式等）のアドレス
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>

(4) 問い合わせ先

徳島県県土整備部 建設管理課 審査担当
(電話) 088-621-2519・2624

4 徳島市提出書類（個別審査書類）の提出要領

以下は、徳島市に提出する「個別審査書類」の受付期間や申請書類等の内容を記載しています。
なお、個別審査書類の提出を要しない場合は、徳島県に共通審査書類のみ提出してください。

(1) 提出先 徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

【住所】〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

【電話】088-621-5326・5327

(2) 提出方法 原則郵送（ただし、書類不備の場合は受理しません。）

※ 郵送の場合は、令和6年1月24日（水）までの消印有効となります。

※ 持参による場合は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除きます。）の受付となります。

(3) 登録業種

徳島市における建設コンサルタント等業務の登録業種（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務）については、徳島県の入札参加希望業種と同一となります。

ただし、土木関係建設コンサルタント業務のうち「廃棄物部門」を希望する場合は、徳島県

では希望業務内容に廃棄物部門が含まれていないため、徳島市に個別審査書類の提出が必要となります。

※ 補償コンサルタント業務については、建設コンサルタント等業務とあわせて、「用地業務」においても入札参加資格の申請を受け付けています。

※ 公共嘱託登記業務については、建設コンサルタント等業務の登録業種には含まれず、「用地業務」のみで入札参加資格の申請を受け付けています。（徳島県は建設コンサルタント等業務で申請を受け付けています。）

(4) 提出書類

ア 徳島市への提出書類一覧

No.	提出書類名
①	提出書類一覧表（個別審査書類） 【徳島市様式】
②	技術職員数調 [地質調査業務を希望する者のみ提出] 【徳島市指定様式第2号】
③	技術職員の資格を証明する書類 [同上] (写し)
④	土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）登録申請書 【徳島市指定様式第17号】 [廃棄物部門を希望する者のみ提出]

イ 提出書類の作成にあたって

◆ 上記提出書類は、地質調査業務を希望する場合又は土木関係建設コンサルタント業務のうち廃棄物部門を希望する場合にのみ提出が必要です。

上記の業務を希望しない場合は、徳島市への書類の提出は必要ありませんので、共同受付における共通審査書類のみ、徳島県へ提出してください。

◆ 上記の提出書類一覧の順番どおりホッチキスで綴じて、1部提出してください。

◆ 提出書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

ウ 提出書類様式のダウンロード先

徳島市ホームページの「入札・契約情報」→「入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等）」→「競争入札参加資格審査申請（工事等）」→「競争入札参加資格審査申請手続きのお知らせ（コンサル業務）」のページに掲載しています。

（アドレス）

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/shinsei_itaku.html

※ 提出書類様式については、徳島市総務部契約監理課においても配布しています。

エ 個別審査書類の受付受理書

会社の控えとして受付印が必要な場合は、各自で受理書や申請書の写し等を準備の上、上記の提出書類と一緒に提出してください。郵送により受理書等の送付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒もあわせて提出してください。

(5) 提出書類の作成方法

① 提出書類一覧表（個別審査書類） 【徳島市様式】

- ・提出書類のNo. ②～④の書類の提出がある場合は、提出してください。
- ・No. ②～④の書類の提出を要しない場合は、この書類を含め、徳島市への書類の提出は必要ありませんので、共通審査書類のみ徳島県へ提出してください。

② 技術職員数調 【徳島市指定様式第2号】

- ・地質調査業務を希望する場合のみ提出してください。
- ・申請日の前日における常勤の職員（共通審査書類〔徳島県提出〕のうち、職員数調及び技術職員名簿に記載した職員）のうち、次の資格を有する技術職員について記入してください。
 - ア 技術士 建設部門（選択科目：土質及び基礎）
 - イ 技術士 応用理学部門（選択科目：地質）
 - ウ 技術士 総合技術監理部門（選択科目：建設－土質及び基礎）
 - エ 技術士 総合技術監理部門（選択科目：応用理学－地質）
 - オ 地質調査技士
- ・記入にあたっては、記入例を参考にしてください。なお、技術士については登録部門及び選択科目まで記入してください。

③ 技術職員の資格を証明する書類（写し）

- ・地質調査業務を希望する場合のみ提出してください。
- ・上記②の技術職員数調に記入した職員の資格について、それぞれの資格を有することを証明する書類の写しを提出してください。

④ 土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）登録申請書 【徳島市指定様式第17号】

- ・土木関係建設コンサルタント業務のうち「廃棄物部門」を希望する場合のみ提出してください。
- ・「直前2カ年の年間平均業務高」の欄については、共通審査書類〔徳島県提出〕の競争入札参加資格審査申請書及び業者カードの記入方法に準じて記入してください。
- ・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録（廃棄物部門）を受けている場合は、廃棄物部門を登録していることを証明する書類の写しを添付してください。

5 資格の認定及び競争入札有資格者名簿への登載の通知

資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、競争入札有資格者名簿に登載します。名簿に登載された場合は、令和6年6月に資格認定通知書を送付します。

6 申請書提出後の手続きその他の連絡事項

(1) 変更届の提出について

競争入札参加資格審査申請書提出後、代表者や住所の変更等または合併等があった場合は、必要書類を添付のうえ、すみやかに変更届を提出してください。

- ◆ 変更届のダウンロード先

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/henkou.html

- ◆ 変更届に関しては徳島県との共同受付を実施していませんので、徳島市の競争入札参加資格を有している者の変更届は、必ず徳島市総務部契約監理課へ提出してください。

(2) 市内業者の指名競争入札への参加について

徳島市内に本社、または本店を有する者で、指名競争入札において指名を受けていない者は、競争入札参加資格審査申請とは別に、『新規指名要望書』を提出してください。

ア 『新規指名要望書』の提出が必要な業者

- ① 指名競争入札において、徳島市から指名を受けていない。
- ② 徳島市の競争入札有資格者名簿に登載されてから、1年以上経過している。
- ③ 徳島市内に主たる営業所（本店）を有してから、1年以上経過している。
- ④ 過去3年以内にその業種に係る公共工事に関する建設コンサルタント等業務（国、徳島県等）の実績がある。（下請けでも可）

※ 既に指名を受けている方は、提出の必要はありません。ただし、指名を受けていない業種があれば、その業種の『新規指名要望書』の提出が必要となります。

イ 『新規指名要望書』の様式

徳島市ホームページの「入札・契約情報」→「入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等）」→「入札・契約に関する要綱・基準等（工事等）」→「建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準」の12ページから16ページの様式を使用してください。

（アドレス）

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/youkou.html>

【問い合わせ先】

徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

（住所）〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

（電話）088-621-5326・5327